

(介護予防)居宅療養管理指導運営規程

医療法人四彩会（以下「事業者」という。）が運営する吉江歯科クリニック（以下「事業所」という。）が行う指定居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導（以下「指定居宅療養管理指導等」という。）の事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第1条 要介護又は要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）であって、主治医等が指定居宅療養管理指導等の必要性を認めた場合には、利用者の心身の特性を踏まえ、生活の質の確保及び向上を図るとともに、安心して日常生活を営むことができるよう、当事業所の医師（歯科医師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士等）が、適正な居宅療養管理指導等を提供することを目的とする。

（指定居宅療養管理指導等の運営の方針）

第2条 従業者は、利用者の心身の特性を踏まえ、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、心身の機能回復がなされるよう療養上の目的を設定し、計画的に行うものとする。

2 指定居宅療養管理指導等の実施に当たっては、関係市町村、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防支援事業者（地域包括支援センター）、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 前項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営等に関する基準」（平成11年3月31日厚生省令第37号）及び「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成18年3月14日厚生省令第35号）その他の関係法令等に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

（事業所の名称及び所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名 称 医療法人四彩会
- 2 所在地 富山県高岡市赤祖父 475-1

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 この事業所における従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 歯科医師：1名 管理者は、事業所における従業者の管理、指定居宅療養管理指導等の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他事業の管理を一元的に行うとともに、介護保険法等に規定される指定居宅療養管理指導等の事業実施に関し、遵守すべき事項について指揮命令を行う。

- 2 衛生士：1名以上 医学的管理に基づいて、居宅介護支援事業者等に対する居宅サービス計画の作成等に必要な情報提供並びに利用者又はその家族に対し、居宅サービスの利用に関する留意事項、介護方法等についての指導、助言を行う。

(診療日及び診療時間)

第5条 診療日及び診療時間を次のとおりとする。

- 1 診療日は月曜日から土曜日までとし、国民の祝日(振り替え休日を含む)、年末年始(12月29日から1月3日)及びお盆(8月13日から8月15日)を除く。
- 2 診療時間は、月曜日から金曜日は午前9時から午後6時までとし、土曜日は午前9時から午後4時30分までとする。

(指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の内容)

第6条 歯科医師、歯科衛生士の行う居宅療養管理指導の内容は、以下のとおりとする。

- ・ 口腔衛生や摂食、嚥下に関する実地指導
- ・ 口腔内や義歯の清掃方法
- ・ 口腔ケアの実践、嚥下体操のアドバイス
- ・ 居宅における薬剤使用方法、管理に関する指導
- ・ 口腔内の異常の早期発見
- ・ 口腔ケア用品の供給

(利用料その他の費用の額)

第7条 利用料は、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成12年2月10日厚生省告示第19号)」(以下「算定基準」という。)及び「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年3月14日厚生省告示127号)」(以下「予防算定基準」という。)に定める基準の額とし、法定代理受領サービスの場合は、本人負担分の額とする。

- 2 利用料については、居宅療養管理指導の実施前に、予め利用者または家族等に居宅療養管理指導のサービス提供に係わる重要事項説明書および契約書により説明し同意を得、居宅療養管理指導契約書により契約を交わしておく。
- 3 居宅療養管理指導に要した交通費は、無料とする。
- 4 利用者に対して、1回の利用料については減額または免除することは不可とする。なお、交通費については減額または免除を可能とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は高岡市とする。

(事業提供に当たっての留意事項)

第9条 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

- 2 指定居宅療養管理指導等の提供を行う際には、その者の被保険者証により受給資格やその内容（認定区分、有効期間、介護認定審査会意見の内容等）を確認する。
- 3 指定居宅療養管理指導等の提供を行う従業者は、従業者としての身分を証明する証明書を携帯し、利用者及びその家族等から提示を求められたときは、これを提示する。

（事故発生時の対応）

第10条 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により事故が発生した場合は、当該利用者の家族、介護支援専門員又は地域包括支援センター及び市町村等に連絡するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の事故については、その状況及び事故に対する処置状況を記録しなければならない。
- 3 事業者は、利用者に対する指定居宅療養管理指導等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

（虐待の防止のための措置）

第11条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における虐待防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) (1)～(3)に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業者は、虐待等が発生した場合、速やかに市町村へ通報し、市町村が行う虐待等に対する調査等に協力するよう努めるものとする。

（業務継続計画の策定）

第12条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制での早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

第13条 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、以下の措置を講じなければならない。

- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6ヶ月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(苦情処理等)

第14条 事業者は、提供した指定居宅療養管理指導等に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するためその窓口を設置し、必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。
- 3 事業者は、介護保険法の規定により市町村や国民健康保険団体連合会（以下「市町村等」という。）が行う調査に協力するとともに、市町村等から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って適切な改善を行うものとする。
- 4 事業者は、市町村等から改善報告の求めがあった場合は、改善内容を報告する。

(秘密保持)

第15条 従業者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。この秘密保持義務は、利用者との契約終了後も同様とする。

- 2 前項に定める秘密保持義務は、従業者の離職後もその効力を有する旨を雇用契約書等に明記する。
- 3 事業者は、サービス担当者会議等で利用者及びその家族の個人情報等の秘密事項を使用する場合は、あらかじめ文書により、同意を得ておかなければならない。

(その他運営に関する留意事項)

第16条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヵ月以内

(2) 継続研修 年1回

- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 事業所は、従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は、適切な指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅療養管理指導従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、指定居宅療養管理指導〔指定介護予防居宅療養管理指導〕に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存するものとする。

6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は事業者と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この運営規程は令和8年9月1日から施行する。